

改正概要説明書	
国名： アイルランド	法令名： 特許規則
改正情報： 2012年9月3日までの改正を含む 2012年9月7日命令書 No. 334 により改正された 1992年規則	
<p>改正概要：</p> <p>従来は、欧州特許が英語でなくフランス語又はドイツ語で付与されている場合、当該欧州特許をアイルランドにおいて有効化するためには英語の翻訳文を提出しなければならなかった。</p> <p>しかし、アイルランドがヨーロッパ特許条約(EPC)第 65 条に規定する翻訳文の要件を免除するロンドン協定に加入するため、特許法の改正により、欧州特許がフランス語又はドイツ語で付与されている場合でも英語の翻訳文を提出する必要がなくなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. そのため、欧州特許の明細書の翻訳文に関する規定(規則 83, 83A, 83B)が削除された。 2. 同様に、翻訳文に関する規定が変更された(規則 95：外国語による書類，規則 98：期間を延長する一般的権限)。 3. 附則 1(納付手数料)の金額及び項目の一部が変更された。 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第 83 (欧州特許の明細書の翻訳文) (削除) アイルランドがロンドン協定に加入すれば、欧州特許がフランス語又はドイツ語で付与されている場合でも英語の翻訳文を提出する必要がなくなるため、欧州特許の明細書の翻訳文に関する規定が削除された。 ・ 規則 83A (翻訳文が提出されなかった場合の回復) (削除) 規則第 83 と同様の理由により削除された。 ・ 規則 83B (翻訳文が提出されなかった場合の回復に対する異議申立) (削除) 規則第 83 と同様の理由により削除された。 ・ 規則 95 (外国語による書類) 「アイルランドを指定する欧州特許でその明細書がフランス語又はドイツ語により公表されたものに関して長官に手続が提起される場合において、当該手続を提起する当事者は、当該特許明細書の原文に相応するものとして長官に満足の行くように証明された翻訳文を庁に提出する。<u>ただし、当該翻訳文が第 119 条(6)に基づき既に提出されている場合はこの限りではない。</u>」と規定されていた。しかし、ロンドン協定に加入すれば、フランス語 	

又はドイツ語で付与された欧州特許の明細書を英語に翻訳する必要がなくなるため、上記下線部分が削除された。

・規則 98（期間を延長する一般的権限）

第 3 項に、期間を延長する一般的権限に関し、規則に定められた期限又は期間の延長、及び期限又は期間が満了していても延長の許可を長官ができることが規定されているが、その対象とならない規則に、上記削除された規則 83A 及び規則 83B が含まれていたため、これらの規則が削除された。

・附則 1（納付手数料）

・手数料表の手数料の金額の単位が、ポンドからユーロに変更された

・手数料表の番号 4 の「優先権主張に必要な先の出願の写しを提出するための 1 月の延長申請規則 22(2)」が「延長申請規則 22(5)」に変更された。

・手数料表の番号 6 の「調査請求，法第 29 条(1)，法第 29 条(2)」が、「法第 29 条に基づく調査の請求」に変更され、手数料の金額が 200.00 ユーロに変更された。

・その他，手数料表の番号 15 及び 41 の金額が変更された。